

## 案件に関連する指摘・対応状況

### 問題解決済

国名：案件名
ベトナム：サイゴン東西ハイウェイ建設事業（Ⅰ～Ⅴ）
（1）問題・指摘の概要
2008年8月、株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（以下「PCI社」という。）の元社長ら関係者4名が不正競争防止法違反（外国公務員贈賄）の容疑で逮捕され、法人としてのPCI社と合わせて起訴され、2009年3月には、PCI社及び被告4名の執行猶予付の有罪判決が確定。
（2）原因
上記のとおり。
（3）これまでの対応及び現状等
左記贈収賄事件を受けて、コンサルタントのプロポーザルについて、価格も含めた評価方法の導入、随意契約適用範囲の厳格化、情報取扱い体制の確立、通報者の保護・借入国政府の説明責任、事後監査の拡充、罰則の強化等の円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策を導入している。 さらに、外務大臣の下に設置された外部有識者等からなる検討会「ODAの不正腐敗事件の再発防止のための検討会」の検討結果に基づいたフォローアップを実施中。 ホーチミン市の担当局長に関し、2008年10月、ベトナムにおいて、収賄容疑で終身刑の実刑判決が下された（現地報道によれば、担当局長は控訴している。）。 不適正調達分についてベトナム政府から返金受領済み。
（4）今後の対応・教訓等
今後も類似の事業に於いて、定められた再発防止策が実施されているかを留意する必要がある。